

IV | [特集2] 映画振興策の現在

日本における映画政策の展開

—「これからの日本映画の振興について」以降の20年—

川村健一郎 | 立命館大学映像学部教授

(IV執筆:とちぎあきら)

はじめに

2001年に、「映画」をメディア芸術として国の文化振興の対象とした文化芸術振興基本法(現・文化芸術基本法)が施行され、これを受けて、2002年に文化庁長官の裁定によって立ち上げられたのが「映画振興に関する懇談会」だった。製作者、上映者、映画ジャーナリストなど、幅広い映画関係者が一同に会し、総務省、経済産業省、国土交通省といった関係省も加わったこの懇談会は、2003年4月に、政策の方針として「12本の柱」を掲げた「これからの日本映画の振興について～日本映画

「これからの日本映画の振興について 日本映画の再生のために(提言)」

第3 明日の日本映画のための施策 より

1. 日本映画フィルムの保存を行う制度の創設 ～日本映画のフィルムをきちんと保存できるように～	映画保存
2. 新たな製作支援形態の導入 ～新たな形で幅広く製作支援ができるように～	製作支援
3. 地域におけるロケーション誘致への協力 ～いろいろな場所でもっとロケーションが行えるように～	製作支援
4. 非映画館も活用した上映機会の拡大 ～映画を見られる場ももっと増えるように～	上映支援
5. 多様な映画作品情報と上映者の出会いの場の形成 ～いろいろな映画がもっと上映されるように～	上映支援
6. 国内映画祭の普及・発信機能の充実 ～映画祭がもっと盛んになるように～	上映支援
7. 海外展開への支援 ～日本映画がもっと海外で見られるように～	海外発信
8. 現場と密着した人材養成策の再構築 ～現場で再び人材が育つように～	人材育成
9. 映画の広場の開設 ～みんなが集える場が作られるように～	映画保存
10. 映画という芸術分野への適正な評価 ～映画に対する社会の見方が変わるように～	顕彰
11. 子どもの映画鑑賞普及の推進 ～子どもが映画を見られる機会が増えるように～	上映支援
12. フィルムセンターの独立 ～フィルムセンターをもっとみんなのものにするために～	映画保存

注1 これからの日本映画の振興について 日本映画の再生のために(提言)

2001(平成13)年に「文化芸術振興基本法」が制定されたことを機に、文化庁は、映画の振興を図るため、「映画振興に関する懇談会」(座長:高野悦子)を設置した。懇談会は、2002年5月から約1年にわたって行われた。懇談会には文化庁のみならず、経済産業省等の関係省も参加、映画の製作、上映等が文化活動であるとともに産業活動であることを正面からとらえ、映画界の構造や枠組みも見据えた横断的な視点から、国としての必要な施策が検討された。上映関係者としては、座長をつとめた高野悦子氏(岩波ホール総支配人)のほか、北條誠人氏(ユーススペース支配人)、奈良靖彦氏(全国興行生活衛生同業組合連合会(全興連)理事)らが委員として参加した。

2003年(H15)4月、「これからの日本映画の振興について～日本映画の再生のために(提言)」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/ciga/cigashinko/korekara_nihoneiga_shinko.html)を提出した。

懇談会の議事録や中間まとめ等、「映画振興に関する懇談会」に関する資料は文化庁ホームページで見ることができる。

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/ciga/cigashinko/index.html>

注2 初年度の2003年度は「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」、翌年度から「知的財産推進計画」に名称変更。

の再生のために～」という提言を発表する(以下、「提言」という)注1。この「提言」に示された方向に沿って、2003年度から「日本映画・映像振興プラン」(2019年度から「日本映画の創造・振興プラン」)が施策パッケージとしてスタートし、「提言」から20年が経った現在も、この政策フレームのもとで、様々な映画振興施策が展開されている。

当初の施策パッケージである「日本映画・映像振興プラン」は、「提言」の内容を、「魅力ある日本映画・映像の創造」、「日本映画・映像の流通の促進」、「映画・映像人材の育成と普及等」、「日本映画フィルムの保存・継承」の4つの分野に整理していたが、その後の展開も踏まえてもう少し細かく「提言」が掲げていた政策理念を分類すると、「映画保存」、「製作支援」、「上映支援」、「海外発信」、「人材育成」、「顕彰」ということになるだろう。

—他省庁の映画振興策

こうした文化庁の取り組みの一方で、2003年には、知的財産戦略本部が内閣府に設けられた(知的財産戦略本部は、現在に至るまで、毎年度「知的財産推進計画」を発表し注2、そのときどきの経済状況や市場環境にあわせて、政策的方向を打ち出している)。2004年には「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」が施行され、映画は、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲーム等とともに、「コンテンツ」に定義されることにもなった。ここでは、基本的施策として、人材育成、技術開発促進、知財保護、流通・保存の促進、活用機会の格差是正、地域特性を生かしたコンテンツ創造、国民理解の増進が謳われている。映画振興施策は、文化振興の枠組みを超えて、こうした動向とも深く関わりをもっている。

ここでは、こうした経緯にも目配りしつつ、文化庁を中心に、他の省庁や独立行政法人にも広がっている映画政策の現状を整理する。その際には、各省庁の予算文書などを参照しながら、先にあげた「映画保存」、「製作支援」、「上映支援」、「海外発信」、「人材育成」、「顕彰」の分類に沿って、それに対応する2022年度予算および事業内容を取り上げ、多岐にわたる映画振興施策を俯瞰できるようにしたい。ただし、これまでの20年間で恒常的に実施されてきた施策を中心に取り上げるため、コロナ禍において時限的に実施された「ARTS for the future!」(文化庁)、「コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業」(経済産業省)はこの対象にしないこととする。

I 製作支援

2. 新たな製作支援形態の導入

～新たな形で幅広く製作支援ができるように～

(1) 日本映画製作支援(日本映画の創造・振興プラン)

文化庁による「映画製作への支援」は20年前の施策パッケージ「日本映画・映像振興プラン」の中核にあり、それは現在の「日本映画の創造・振興プラン」においても変わりはない。

実のところ、同様の取り組みは「日本映画・映像振興プラン」が立ち上げられる前からあり、「芸術団体重点支援事業」として、音楽、演劇などの舞台芸術とともに「トップレベルの映画製作」に対する支援が行われ、また「映画芸術振興事業」として、「地域において企画された作品、地域を題材に企画された作品」の製作活動が支援されていた。なお、この「映画芸術振興事業」には地域で開催される映画祭等の支援も含まれている。

「日本映画・映像振興プラン」では、このフレームは概ね引き継がれ、そこに新たに若手の作り手の支援を加えて、「意欲的な企画作品の映画の製作」、「新人監督やシナリオ作家を起用した映画の製作」、「地域において企画・制作される映画の製作」の3分野で公募が実施されるようになった。

—芸術文化振興基金が日本映画の製作支援の運用を担う(2009年度～)
同時に、2003年度以前から芸術文化振興基金が運用益により「映画の製作活動」への助成を行っており、これも2003年度以降、上記の文化庁による支援と並行して継続されている。結局、2009年度には両者が一本化され、文化庁が拠出する文化芸術振興費補助金^{注3}を財源として、芸術文化振興基金が日本映画の製作支援の運用を担うことになって現在に至っている。

対象は、劇映画、記録映画、アニメーションである。劇映画は申請にあたって、製作費の下限を5,000万円としていたが、2018年度から、中小の製作会社や若手の作り手に配慮して、これを1,500万円に引き下げている。同年度に、製作期間が2ヶ年にわたる場合がしばしばあることを勘案して、2ヶ年助成の制度も導入された。また、2022年度には、製作作品が応募作品も含めて3本以内の若手・新進監督を起用した作品に、助成額を増やす取り組みも始まっている。

—知的財産戦略本部「映画の振興施策に関する検討会議」

その背景には、2015～2016年度にかけて、知的財産戦略本部のもとで「映画の振興施策に関する検討会議」が実施され、2016年度末に報

告書がまとめられたことがあった。議題のひとつが「映画の製作支援・資金調達」であったのだが、そこではクラウドファンディングの活用や海外配信事業者による映画製作など、資金調達の方法が多様化していることを受け、税制の見直しなどの「後押し」の必要性が継続的に指摘される(この指摘自体は「提言」のときから変わっていない)とともに、日本の映画製作を支えている「中小制作会社や独立系の作り手への創作機会の付与の必要性」や「複数年に亘る柔軟な運用」という課題が提起されている。申請条件としての製作費の下限の引き下げや2ヶ年助成は、この課題に応えたものと言えるだろう。

—2011年度 国際共同製作の支援がスタート

2011年度には、文化庁本体で、1億円以上の製作費の劇映画およびアニメーションを対象に、国際共同製作の支援が始まっている。申請者は「国際共同製作企画の認定」を受ける必要があり、認定は経産省の委託事業として、制度立ち上げとともに、ユニジャパンが担うことになった。この「認定」は2020年度をもって終了し、現在は「認定」なしで申請が可能となっている。2018年度には日中映画共同製作協定が2ヶ国間で締結され、日本と中国を含む複数国での合作(長編劇映画)に支援が行われることになった。なお、日中映画の製作において国際共同製作の助成を受けるためには、現在もユニジャパンによる「認定」が必要であり、これに限って、上記の認定制度の廃止とは別の扱いになっている。

2022年度予算は7億4,000万円で、これには日本映画製作支援(上限2,150万円)、国際共同製作支援(上限1億円)、バリアフリー字幕、音声ガイド、多言語字幕制作(それぞれ上限100万円)が含まれている。予算は2014、2015年度の6億5,300万円から再び増加傾向にある。

3. 地域におけるロケーション誘致への協力

～いろいろな場所でもっとロケーションが行えるように～

(2) ロケーション支援

① ロケーションデータベースの運営(日本映画の創造・振興プラン)

2000年を境に、ロケーションサービスを担うフィルムコミッションが全国各地に誕生し、2001年にはこれらのフィルムコミッションを母体に、全国フィルム・コミッション連絡協議会が設立された(のち、2009年に特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッションに改組)。こうした状況を背景に、「提言」にも、「地域におけるロケーション誘致への協力」が「12本の柱」のひとつとして謳われている。

—全国ロケーションデータベース(JL-DB)

文化庁による全国ロケーションデータベース(JL-DB)は2006年に立ち上げられており、「ロケーションデータベースの運営」として、2007年度

注3 2009-2011年度まで「芸術創造活動特別推進事業」の名目。

から毎年度予算が計上されている。その額は、2010年代は1,600~2,000万円を推移していたが、2019年度に倍増、2020年度にはさらに倍増して7,500万円になった。2022年度予算には6,100万円が計上されている。その理由は、2019年度以降、下記②で触れる「全国のフィルムコミッションの機能強化」が当該事業に含まれることになったからである。

委託事業として、JL-DBの機能強化や情報のアップデートが随時行われるようになっており、「全国ロケーションデータベースの利用促進等のための調査研究」として、VIPOがこれを受託している(ジャパン・フィルムコミッションとの協業)。2022年度にはJL-DBアプリ(パノラマ表示、地形表示、SNS共有機能を拡充)の運用も始まっている。

なお、本事業は、2023年度から国立映画アーカイブとの連携によって運営され、その経費は国立映画アーカイブの運営交付金から充当されることになっている。

②ロケ撮影の環境改善

—ロケ撮影の環境改善に係る官民連絡会議の設置(内閣府)

上記の知的財産戦略本部における「映画の振興施策に関する検討会議」(2015-2016)のもうひとつの議題が「ロケーション支援を巡る現状と課題」であった。これを受けて、内閣府に、関係団体・企業の代表者、有識者、関係省庁の委員をメンバーとする「ロケ撮影の環境改善に係る官民連絡会議」が設置された。この関係省庁には、内閣府、文化庁、経産省、国土交通省、総務省、外務省、警察庁、消防庁、観光庁、東京都産業労働局が含まれている。

これらの政策議論をふまえて、道路使用・占有の許認可の円滑化のため、警察、消防の現場レベルでの制度認識の徹底を進めることなどを目的に、2020年には「ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン」が定められた。

—「全国ロケーションデータベースの利用促進等のための調査研究」

また、2019年度から、ジャパン・フィルムコミッションは、フィルムコミッション間の連携強化を進めるため、広域的な撮影を支援したり、蓄積の少ないフィルムコミッションをサポートしたりする役割として、ロケ支援の経験が豊かなスタッフをエリアマネージャーとして選出する取り組みを試験的に導入しているが、そのための経費は上記の「ロケーションデータベースの運営」事業(業務名は「全国ロケーションデータベースの利用促進等のための調査研究」)から支出されている。

—「地域経済の振興等に資する外国映像作品ロケーション誘致に関する実証調査事業」(内閣府)

インセンティブに乏しいとされる日本で、海外作品のロケーション誘致が進んでいない課題については、内閣府が2018年度から「地域経済の振興等に資する外国映像作品ロケーション誘致に関する実証調査事業」をスタートさせている(第2次補正予算、1億8,000万円)。この事業は、

日本でロケされた海外作品に対して、製作費の一部を補助し、そのインセンティブとしての効果を検証する取り組みであり、2022年度も「デジタル時代に向けた大型映像作品ロケーション誘致の効果検証調査事業(外国映像作品ロケ誘致プロジェクト)」と名称を変更して継続的に実施されている(VIPOが受託、内閣府の2021年度補正予算で1億3,000万円が計上されている)。

—観光庁「テーマ別観光による地方誘客事業」～ロケツーリズム

2016年度には、観光庁が「テーマ別観光による地方誘客事業」を予算化(7,000万円)している。そこでの取り組みの一つに、「エコツーリズム」、「酒蔵ツーリズム」などと並んで、映画・テレビのロケ地に観光客を誘致する「ロケツーリズム」があげられている。モデルケース形成がその目的で、「ロケツーリズム」は2019年度までその対象になっていたが、現在は「ロケツーリズム」への支援は終了している。

II 上映支援

4. 非映画館も活用した上映機会の拡大
～映画を見られる場がもっと増えるように～
6. 国内映画祭の普及・発信機能の充実
～映画祭がもっと盛んになるように～

(1) 国内映画祭等の活動支援(芸術文化振興基金)

—2004年度3億6000万円⇒2009年度1億8950万円
⇒2022年度6060万円

現在は、芸術文化振興基金がその運用益によって、年度ごとに2回に分けて「国内映画祭等の支援」を実施している。この事業は、全国各地で開催されている「国内映画祭」、および「日本映画上映活動」(日本映画を含む企画上映)の支援から成る。2022年度の活動に対する助成実績は、国内映画祭が31件5,670万円、日本映画上映活動が8件390万円で、合計6,060万円であった。

映画上映に対する支援は、2004年度から「日本映画・映像振興プラン」における「日本映画・映像の流通の促進」の枠組みで始まっていた。「国内上映・映画祭の支援」として、「新たな上映機会の提供」に1億2,600万円、「国内映画祭支援」に2億3,400万円、合計3億6,000万円が2004年度には予算化されたが、こうした上映支援の施策は2008年度で終了し、2009年度以降、芸術文化振興基金の「国内映画祭等の支援」に移行している。その2009年度の支援実績は「国内映画祭支援」が29件1億7,940万円、「日本映画上映支援」が19件1,010万円、合計1億8,950万円で、2004年度の文化庁予算額の約半分である。それでも、現在に比べると約3倍の助成実績があった。

—「上映」が政策対象から外されている

東京国際映画祭は2009、2010年度のみ、芸術文化振興基金の「国内映画祭等の支援」の対象になっていたが、2011年度から「海外発信」を主眼に、文化庁が直接的に支援する形となり、予算も文化庁に移行したことも芸術文化振興基金の助成額の減少の一因ではある。しかし、2009年度時点での東京国際映画祭への助成額が4,750万円だったことを考え合わせると、明らかに、減少の原因はそれだけではない。むしろこれは「上映」そのものが政策対象から外されてしまっていることの表れであろう。

5. 多様な映画作品情報と上映者の出会いの場の形成

～いろいろな映画がもっと上映されるように～

(2)「日本映画情報システム」の整備(日本映画の創造・振興プラン)

⇒2022年度終了

2003年度に取り組みが始まり、2006年5月に公開された「日本映画情報システム」は、1896年以降の日本映画の情報を集積したデータベースであり、その整備には、情報更新とメンテナンスに伴って、毎年度、予算が計上されてきた。

なぜ本事業が「上映支援」に当たるかと言えば、もともとこのデータベースが「日本映画作品に関する情報を総合的に把握」することによって、その情報を「フィルムの収集・保存に役立てる」だけでなく、「映画祭の活性化を図るため、日本映画のフィルムの利活用の円滑化に資する」ことが目的だったからである。各作品の情報に「作品の問合せ先」という項目があるのはそれが理由で、当初はこうした問合せ先情報を網羅することで、上映関係者による作品へのアクセスを容易にすることが可能になると構想されていたのであろう(とはいえ、現在のデータベースを確認しても、「作品の問合せ先」は空欄のままである)。すでに汎用的な映画データベースがネット上に数多くある中で、上映に役立てる機能も見出せぬまま、この日本映画情報システムはその役割を終え、2023年3月末で閉鎖されることになっている。

2022年度予算は500万円であり、データベースのための情報収集業務は一貫して株式会社キネマ旬報社が受託している。

11. 子どもの映画鑑賞普及の推進

～子どもが映画を見られる機会が増えるように～

(3)文化芸術による子供育成推進事業(文化庁)

この事業は「日本映画の創造・振興プラン」とは直接的な関係はない。しかし、こうした「子供育成」の事業に、なぜ「上映支援」の枠組みで触れるのかと言えば、もともと「日本映画・映像振興プラン」において、「映画・映像人材の育成と普及等」という名目のもと、後述のndjcなどと並んで、

「子どもへの日本映画の普及—子どもの映像学習・映画鑑賞推進のための普及事業—」が掲げられていたからである。この取り組みは、小中学生と教職員を対象に、映画館での日本映画の鑑賞機会を提供する(選定された日本映画の鑑賞を入場無料で実施する)ものであったが、残念ながら、2009年度までで姿を消すことになった。当初の5,400万円ほどの予算から次第に減少し、最終年度の2009年度は3,600万円だった。さて、「文化芸術による子供育成推進事業」は、2022年度から新規事業として始められたことになっているが、以前から同様の取り組みが長年にわたって続いてきた。前身は「文化芸術による子供育成総合事業」という。音楽、舞踊、演劇などの実演芸術を中心とした、学校の体育館や文化施設で実施される巡回公演、小中学校などへの芸術家の派遣が本事業における主な活動である。

実演芸術が中心ではあっても、これらの活動から「映画」が排除されているわけではない。2022年度の巡回公演内容を見ると、1団体のみではあるが、一般社団法人こども映画教室の活動が含まれている。芸術家の派遣でも、わずかに2件ほど、映画に関わっている内容がある。

2022年度には、巡回公演が約2,000件、芸術家の派遣が約3,000件想定されている。他に、小中学校、特別支援学校での障害者芸術団体による公演提供などを行う「ユニバーサル公演」(100件)、博物館や公共ホールを会場として活用する「文化施設等活用」型の公演(100件)、芸術を活用して子どもたちの「コミュニケーション能力向上」を図る創作ワークショップ(200件)、さらに「芸術教育における芸術担当教員等研修」が実施される。予算は総額で55億4,500万円となっている。

上記の通り、「提言」の「4. 非映画館も活用した上映機会の拡大」には、「映画館(シネマコンプレックスを含む)自体が、大手配給会社による配給に限らない多様な作品の上映機会を提供する必要がある」と明記されている。つまり、「上映支援」はもともと「映画館」が「多様な作品の上映機会を提供する」ための施策であったはずなのである。現在ではその痕跡も見られないことに驚かざるをえない。

III 海外発信

7. 海外展開への支援

～日本映画がもっと海外で見られるように～

(1)日本映画の海外発信(日本映画の創造・振興プラン)

「上映支援」の尻すぼみの状況に対して、着実に成長してきたと考えられるのが、「日本映画の海外発信」である。実際、これまでの取り組みを見ると、海外発信の政策的優位性は顕著であり、上記の「製作支援」においても、その傾向は確認できる。日本映画の国際的評価を高めるための海外発信施策は、国外での市場拡大を図る狙いもあって、重点的

かつ継続的に実施されている。

—海外映画祭への出品支援、海外マーケット出展支援

その施策のひとつ「海外映画祭への出品支援」は、1997年度から財団法人日本映画海外普及協会(ユニジャパン・フィルム)が行っており、2003年度から「日本映画・映像振興プラン」の一環で、文化庁の委託事業となって継続的に実施されている。具体的には、外国語字幕製作、映画祭参加時の海外渡航の支援などであり、現在はユニジャパン・フィルムの後身の公益財団法人ユニジャパンがその担い手になっている。

これとは別に、ユニジャパンは「海外マーケット出展支援」として、ベルリン、香港、カンヌ、トロントなどの国際映画祭で「ジャパン・ブース」を出展し、日本映画の国際的なプロモートを実施している。さらに、ユニジャパンは、2021年度から、若手日本人映画監督を海外映画祭に派遣する事業を行っている。2021年度には4名、2022年度には3名がベルリン国際映画祭およびその見本市である「ヨーロッパ・フィルム・マーケット」に派遣された。これらは、いずれも文化庁委託事業である。

—アジアにおける日本映画特集上映

2004年度から長年にわたって取り組まれてきた事業に、「アジアにおける日本映画特集上映」があるが、これは2007年度に「日本映画・映像振興プラン」の新規事業として予算計上され、2019年度まで継続的に実施されていた^{注4}。この事業は、一般社団法人ジャパン・イメージ・カウンスル、VIPO、ユニジャパンなどが受託している。

—日本映画の戦略的海外発信事業(2020年～)

以上の施策は、2020年度から「日本映画の戦略的海外発信事業」に位置づけ直され、その名目のもとに、「海外映画祭への出品支援」と「海外展開強化」に振り分けられた。前者は以前と変わらないが、後者では、上記の海外マーケット出展支援や海外映画祭への若手監督派遣(ユニジャパン)、「ACA Cinema Project」(ACAは文化庁を指す)と称する、アメリカを中心とした海外での日本映画特集上映やワークショップ開催(VIPO)などが実施されている。

2022年度予算は1億3,800万円である。2010年代半ばは1億円前後だったが、近年は再び増加傾向にある。

(2)文化芸術交流事業の推進及び支援(国際交流基金)

—JFFアジア・パシフィック・ゲートウェイ構想事業

海外における日本映画の上映機会の創出には独立行政法人国際交流基金が大きな役割を果たしてきた。国際交流基金は、同基金のフィルムライブラリー所蔵の作品などを活用して、世界各地で、日本映画特集上映を実施しており、また現地主催の日本映画特集に助成を行っている。

2016年度からASEAN10ヶ国およびオーストラリアを対象に、「JFF(Japanese Film Festival) アジア・パシフィック・ゲートウェイ構想事業」を立ち上げ、各地で「日本映画祭(JFF)」を実施するとともに、日本映画に関する国内外の情報を複数言語で提供するウェブサイト「JFF+」を運営している。2020年度から日本を除く全世界を対象にしたオンライン配信事業も始めており、各国で期間限定のオンライン日本映画祭を実施している。

2022年度には新たな取り組みとして「JFF+INDEPENDENT CINEMA」と題し、「日本映画の多様性」を支えてきた全国各地のミニシアターの選出によるインディペンデント映画12作品の海外向け無料配信を始めている。

さらに、ユニジャパンが2006年から始めた、日英対応の日本映画データベース(JFDB)を、国際交流基金は2011年から共同で運営している。JFDBには各映画の海外窓口の連絡先、担当者が記載され、海外からのオファーに役立つものとなっている。

2022年度、外務省からの運営費交付金を含む「文化芸術交流事業費」の予算は78億8,100万円であるが、そのうち映画関連事業の予算がどのくらいであるかは判然としない。2020年度の実績によれば、「日本映画上映事業」の経費は4,497万円、「日本映画上映助成事業」の経費は498万円、「日本映画オンライン配信事業」の経費は6,597万円、「日本映画データベース」の経費は337万円、合計で1億1,929万円であった。ちなみに、コロナ禍前の2019年度は、「日本映画上映事業」の経費は1億7,299万円、「日本映画上映助成事業」の経費は939万円、「日本映画データベース」の経費は337万円、合計で1億8,575万円であった。

(3)コンテンツ海外展開促進事業(経済産業省)

経済産業省も、文化庁による映画振興施策とはほぼ同時期から、本格的にコンテンツ振興の取り組みに着手し、東京国際映画祭のマーケット機能強化やプロデューサー育成の他、コンテンツ産業分野を中心に、海外でのショーケースおよび展示会での出展を支援する施策を始めている。こうした流れは概ね現在も引き継がれていると言えるだろう。

—東京国際映画祭 TIFFCOM

コンテンツの海外展開を支援するという名目のもとで実施されているのが東京国際映画祭であり、TIFFCOMは同時期に開催されるビジネスマッチングイベントである。TIFFCOMではコンテンツ(映画、テレビ番組、アニメなど)の売買だけでなく、映画化・映像化権、共同製作、ロケ地誘致などに関する商談が行われる。いずれのイベントも、ユニジャパンが運営主体になっており、経費にはこの「コンテンツ海外展開促進事業」の予算が充当されている。

注4 正確には2009年度のみ、海外映画祭への出品等支援とともに、「日本文化の海外への戦略的発信」の枠に位置づけられた。また、2019年度に実施予定だったベトナムでの日本映画特集上映は2020年度に開催された。

2022年度予算は、上記の国際共同製作を促進するための事業(日中共同製作のための認定事業、ユニジャパンが受託)、知的財産権侵害対策強化事業(一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構が受託)を含めて11億円である。当該事業の予算は2020年度以降増加傾向にある。

—「コンテンツグローバル需要創出」に関わる事業～J-LODなど

また、経済産業省は毎年度、補正予算によって、「コンテンツグローバル需要創出」に関わる事業をVIPOに委託し、「J-LOD」(前身は「J-LOP」)と称して、海外展開におけるローカライズおよびプロモーションを支援してきた。このローカライズおよびプロモーション活動には、海外映画祭のマーケットへの出展、英語字幕や英語宣伝物の作成などが含まれる。コロナ禍以前の2019年度補正予算では、「コンテンツグローバル需要創出促進・基盤整備事業」として31億円が計上されている。2020年度以降のコロナ禍においては、当該事業は「コンテンツ海外展開促進・基盤強化事業」に統合されており、緊急事態宣言に伴うイベントの中止のキャンセル費用の補填などとあわせて、2021年度補正予算で556億5,000万円が計上されている。

これらとは別に、300億円を超える赤字額が累積し、すでに統廃合の可能性も取りざたされている官民ファンド「海外需要開拓支援機構」(いわゆる、クールジャパン機構)への出資は毎年度続けられている(2022年度は90億円が計画されている)。

(4)国際映画祭支援(日本映画の創造・振興プラン)

経済産業省が「共催」として関わっている東京国際映画祭については、上記の事業目的に鑑み、ここで触れておく。文化庁は「支援」としてクレジットされているが、2019年度以降は「日本映画の創造・振興プラン」の枠組みにおいて、毎年度、ユニジャパンに7,000万円の補助金を支出している(それ以前の2011年から芸術文化振興基金の「国内映画祭等の支援」から離れ、「海外発信」を主眼に、文化庁が直接的に支援する形となっていた)。

2022年度予算では、「文化庁映画週間・国際映画祭支援」として9,100万円が計上されているが、東京国際映画祭と同時期に開催される「文化庁映画週間」については、顕彰事業を含むことから、下記VI.で触れる。なお、2023年度予算では、本事業を拡充し、東京国際映画祭を含む6つの国際映画祭を支援する計画になっている。

IV 映画保存(執筆:とちぎあきら)

1. 日本映画フィルムの保存を行う制度の創設 ～日本映画のフィルムをきちんと保存できるように～

(1)映画の法定納付に関する議論

本提言を受けて、文化庁は有識者の意見を聴取するため、「フィルムセンターの在り方に関する検討会」を設置(2004年1月6日～2005年3月31日)。2004年9月に「フィルムセンターの独立について(審議のまとめ)」を公表している(概要については、後述する「12.フィルムセンターの独立」に関する振りかえりを参照)。^{注5}

同文書中の「4. 今後検討すべき課題 (2)映画フィルムの法定納付制度の在り方について」において、検討会での議論は以下のように総括されている。

映画フィルムの法定納付制度は、文化遺産の保存・継承の観点からは必要である。ただし、現在附則において映画フィルムの納入が免除されている国立国会図書館(NDL)法の出版物納入制度を活用した場合、フィルムセンターとの関係についての整理、NDL以外の機関等における映画振興のための活用の制約への懸念、高額になることが予想される納入物への代償金、などの課題が予想されることから、今後とも検討していくことが必要である。

しかし、「審議のまとめ」が公表されてから、本件について、文化庁および省庁間、NDL、フィルムセンター(現・国立映画アーカイブ)などの当事者間において、本題が公式に議論されたことはない。また、2010年代以降、ほぼすべての公開作品の原版および上映素材がデジタルメディアになった状況においても、NDLにおける映画作品の納入制度の再検討や、フィルムセンター等との機関との議論が行われた形跡はない。

(2)映画フィルムの収集・保管の展開

一方、映画フィルムの収集・保管については、以下の数字に見られるように、国立映画アーカイブにおける映画フィルムの所蔵本数はこの間飛躍的に増大している。

2002年度末

日本映画=27,562本、外国映画=7,002本、合計=34,564本

2021年度末

日本映画=75,231本(2002年度末の2.73倍)

外国映画=10,678本(1.52倍)

合計=85,909本(2.49倍)

とりわけ、原版類の安全保護については、国立映画アーカイブ内部用デ

注5 <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/eiga/filmcenter/index.html>

データベース(NFAD)登録数(ただし、登録数には所蔵のための手続きが未完了のフィルムも大量に含まれている)から、以下のような現状が確認できる(2023年3月現在)。

フィルム登録数=111,836本

うち、日本映画の原版類(データベース上の種別=日本映画かつジェネレーションがオリジナルネガ[ON・P、ON・S、ON・T]ないしはオリジナルリバーサルポジ[ORP]のフィルム)=52,156本(全体の46.6%)

加えて、所蔵本数にカウントされない寄託による映画フィルムの保管は、現時点まででは、映画連加盟4社との契約による原版類のフィルムの寄託に限られているが、寄託本数は2021年度末現在で19,322本に達している。

9. 映画の広場の開設～みんなが集える場が作られるように～

(3)映画の広場

「映画の広場」は、当初フィルムセンター6階会議室前のロビースペースに開設され、その後1階奥のスペースの一部に移動した。しかし、そもそも具体的に何をやるのかが不明瞭であった上、劇場入場者の待機スペースとの調整、運営主体、スペースの管理と施設管理全般との調整など、多くの課題が解決に至らず、実質的に機能しないまま有名無実化した。また、フィルムセンター以外の場所での開設についても、検討したとも言われているが、開設するまでには至らなかったと思われる。

12. フィルムセンターの独立

～フィルムセンターをもっとみんなのものにするために～

(4)フィルムセンターの独立

—フィルムセンターに求められる機能

前述の「フィルムセンターの在り方に関する検討会」では、今後フィルムセンターに求められる機能が議論の中心課題であったが、「審議のまとめ」では、この点を以下のように総括している。

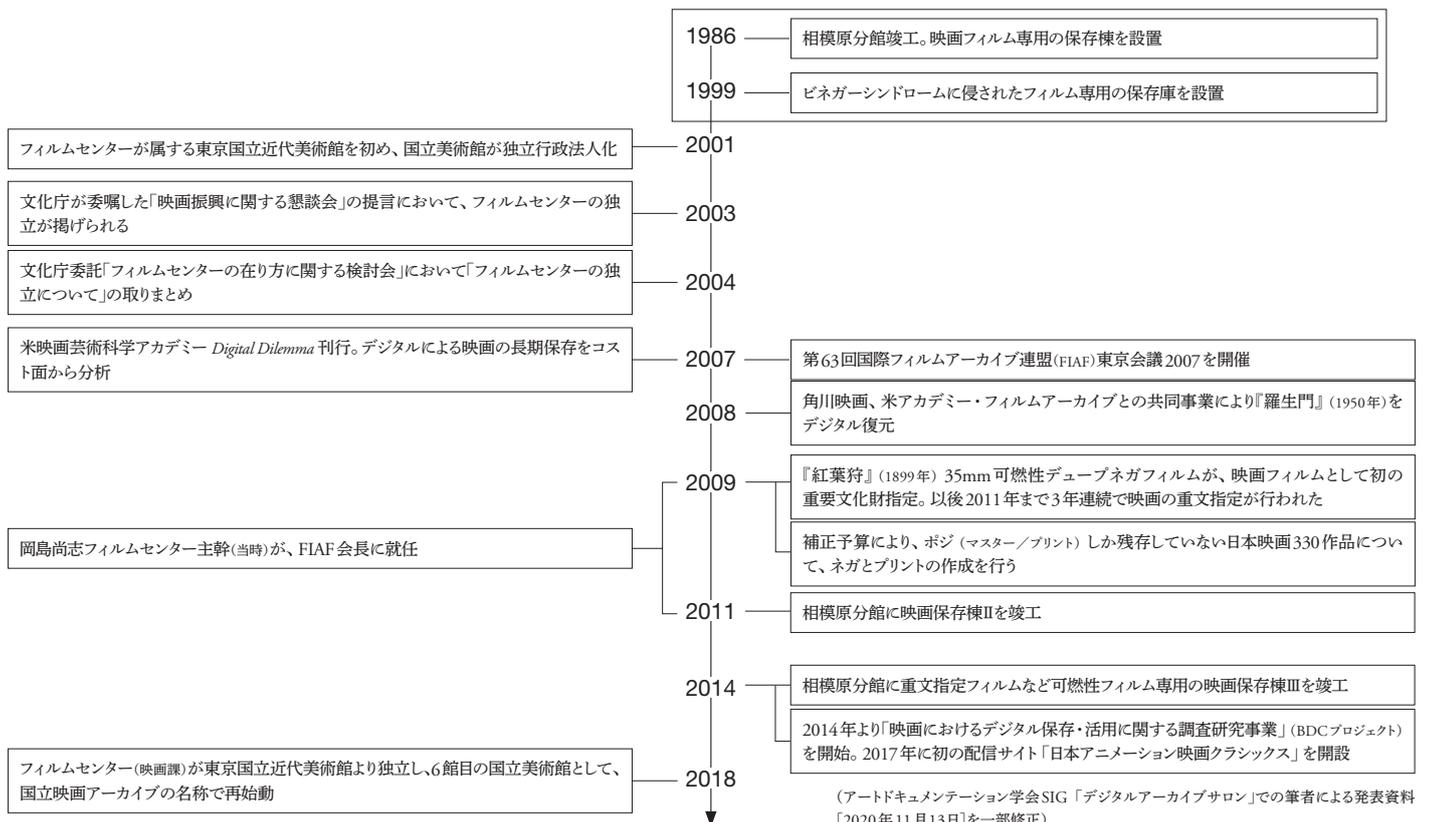
今後フィルムセンターに求められる役割・機能として、以下の4つが想定される。

- ①映画フィルム及び資料の収集・保存機能
- ②普及・上映機能
- ③人材養成機能
- ④製作支援機能

一方、文化庁では2004年度よりすでに「日本映画・映像」振興プランを推進しており、また民間の各種映画団体による支援への取組みがある一方、財政事情より機能の飛躍的拡充は困難であることから、①の格段の充実と②の充実に力を注ぐべきである。

①については、以下の3点に対する取組みが求められる。

- 1. 収集・保存機能に必要な施設・設備の一層の充実を図る。
- 2. 過去のフィルムの収集・保存とともに、新たなフィルムに対する法定納付制度について今後とも検討を進める。また、寄贈・寄託の仕組みをさらに充実させる。



3. 映画フィルムの保存・復元に関する基礎研究と実験を推進する。

—独立が実現するまで

上記の総括を受け、2018年4月の改組・独立に至るまでに、フィルムセンターでどのようなことが行われてきたのか、重要と思われる取組みに限り、タイムライン上でまとめたのが以下の図である。

フィルムセンターの独立については、「審議のまとめ」に明記されているように、この段階からすでに、独立行政法人国立美術館を構成する一館としての独立が目指されていた。しかし、文化庁としては、国の財政事情により予算計上の目途が立たず、常勤職員の適切な増員を求めるフィルムセンター側との間で罅迫り合いをしたまま、長い年月が経過した。

フィルムセンターが長瀬記念映画財団との間で、長期に亘る寄付を受ける契約を締結し、この寄付金を人件費として充当することにより増員を図ることに文化庁側の了承を得ることができたことにより、2018年に独立を実現することができた。

職員数は2004年3月末日現在、常勤職員11名、非常勤職員23名。2023年3月1日現在、定年制常勤職員15名、有期常勤職員ないしは非常勤職員51名、計66名。

2020年度の年間予算は6億8592万2千円。このうち国からの運営交付金は5億4645万2千円である。

—フィルムセンターの果たすべき役割に関する法的根拠

「12. フィルムセンターの独立について」では、「フィルムセンターが真にその役割を果たすため」との文言があるが、その役割を明文化した法的根拠は、美術館の設置に関する独立行政法人国立美術館法の第一章第三条、あるいはフィルムセンターの存在を前提として、独立行政法人が映画フィルム及び関連資料の保管・保存の義務を負うことを明記した著作権法施行令第三条および同条第一項ならびに第四条第二項に見る以外はない。^{注6}つまり、法的には、映画の収集・保管の義務は独立行政法人にあり、国にはないのである。

一方、独立行政法人通則法に基づく国立美術館の中期計画には、国立映画アーカイブのミッションが定義されており、以下のような活動内容が記されている。^{注7}

国立映画アーカイブは、我が国における映画文化振興の中核となる総合拠点としての役割を果たすため、映画に関する保存・活用・上映・研究活動等を総合的に展開するとともに、関連する調査研究及び各種事業を行う。

ところで、2001年に公布された文化芸術振興基本法(2017年に一部改正され、文化芸術基本法と名称変更)において定義されたメディア芸術については、国立メディア芸術総合センターの基本構想が2007年に発表され、2009年には第一次補正予算に計上されるまでに至り、映画については、フィルムセンターとの連携協力を図ることが盛り込まれていたのだ

が、同年成立した民主党政権(鳩山内閣)によって予算執行停止が決定された。

2010年以降、デジタルアーカイブの急速な進展を背景に、文化庁はメディア芸術デジタルアーカイブ事業の推進へと舵を取り、現在3つの事業領域(グローバル展開、人材育成、連携基盤等整備推進)に亘り、メディア芸術の振興を図っているが、フィルムセンター(国立映画アーカイブ)との連携は、アニメーション映画のデータベースへの協力以外は特に行われていないまま、現在に至っている。

(5) アーカイブ中核拠点形成モデル事業(日本映画の創造・振興プラン)

2011年度から開始された「文化関係資料のアーカイブの構築に関する調査研究」では、テレビ、ラジオ番組の脚本・台本、写真フィルム、音楽関係資料の3分野でアーカイブ構築が行われてきた。2015年度には、「アーカイブ中核拠点形成モデル事業」として、グラフィックデザイン、ファッション、プロダクトデザインのアーカイブ構築がスタートし、さらにこの事業の一環として、2018年度から特定非営利活動法人映像産業振興機構(VIPO)の受託により「撮影所等における映画関連の非フィルム資料の調査研究及び中核拠点の形成」が実施されることになった。この活動では、映画撮影所などの調査を通じて、ポスター、シナリオといったノン・フィルム・マテリアルの所在情報の収集が行われている。

2022年度の文化庁予算では、「アーカイブ中核拠点形成モデル事業」は「日本映画の創造・振興プラン」に配置され、2,500万円が予算計上されている。なお、2023年度からこの事業は新たに国立映画アーカイブとの連携によって運営され、その経費は国立映画アーカイブの運営交付金から充当されることになっている。

V 人材育成

8. 現場と密着した人材養成策の再構築

～現場で再び人材が育つように～

(1) 若手映画作家等の育成(日本映画の創造・振興プラン)

「日本映画の創造・振興プラン」におけるもう一つの持続的な柱と言えるのが、人材育成である。

—映画スタッフ人材育成事業(インターンシップ)

文化庁は2004年度から、「日本映画・映像振興プラン」のもとで、映画スタッフ人材育成事業をスタートさせている。当該事業は、映画制作を

注6 独立行政法人国立美術館法 <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411AC0000000177>

著作権法施行令 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345CO0000000335_20230601_504CO0000000405

注7 https://www.artmuseums.go.jp/corporate_info/gyoumu/chuki_keikaku

教える大学、専門学校等の学生を映画製作現場に派遣するインターンシップのコーディネーション業務で、2018年度からVIPOがこれを受託している。送り出し側の大学等には学内では実現できない実地での学びを提供できるメリットがあり(単位化も可能である)、加えて、遠方でも学生に交通費や宿泊費が支給される。一方、受け手側の映画会社は教育的役割を担いつつ、受け入れ学生ごとに手当てが支給されることになっている。近年、本事業の予算は概ね3,000~4,000万円程度で推移している。

—若手映画作家育成プロジェクト(ndjc)

また、同じく「日本映画・映像振興プラン」のもとで2006年度から開始されたのが「若手映画作家育成プロジェクト(ndjc)」である。この事業は35mmフィルムによる短編制作のプロジェクトとして企画されたものだが、その理由は、推測するに、当時、すでにデジタルカメラでの撮影が当たり前になりつつあった自主映画作家に、プロフェッショナルな体制で、フィルムでの制作経験を提供することが、文化の継承においても、業界の先行きにおいても必要であると考えられていたからであろう。当該事業は一貫してVIPOが受託し、現在まで継続的に実施され、毎年度3~4本の短編作品が制作されている。

また、ndjcは、2018年度から「90分程度の映画脚本開発」プロジェクトを始めており、そこで選出された1作品は「長編映画の製作実地研修」プロジェクトにおいて、すでに映画化もされている。2022年度には、「90分程度の映画脚本開発」プロジェクトの趣旨を引き継ぎ、「長編映画の企画・脚本開発サポート」プロジェクトが新たにスタートしている。近年、本事業の予算は概ね1億2,000~3,000万円程度で推移している。

2022年度予算は、上記の二つの事業をあわせて1億6,800万円である。

(2)次代の文化を創造する新進芸術家育成事業(文化庁)

「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」は、「分野や団体の枠にとらわれず、国内外の芸術系大学や実力のある指導者等と協力して人材育成プログラムを作成・実施すること」を目的に、2011年度にスタートした。2022年度予算では、本事業は「舞台芸術の創造・発信」の枠組みに位置づけられているが、その趣旨はそのまま引き継がれている。採択活動は、音楽、舞踊、演劇、大衆芸能、伝統芸能、その他に分類され、映画は「その他」に属している。この事業では、年鑑の発行や調査研究も対象になっており、一般社団法人コミュニティシネマセンターが受託している『映画上映活動年鑑』の継続的な発行もその成果のひとつである。

2022年度予算は全体で8億円である。

VI 顕彰

10. 映画という芸術分野への適正な評価

～映画に対する社会の見方が変わるように～

(1)文化庁映画週間(日本映画の創造・振興プラン)

文化庁映画週間は、「日本映画の発展及び振興」を目的に、東京国際映画祭と同時期に開催されており、そこでは文化庁映画賞(文化記録映画部門、映画功労部門)の授与式、受賞した文化記録映画の上映、映画に関するシンポジウムが行われている。

2022年度予算は「文化庁映画週間・国際映画祭支援」として9,100万円が計上されている。なお、文化庁映画賞は2022年度で終了し、以降の顕彰事業は下記の芸術選奨に集約されることになっている。

(2)芸術祭・芸術選奨(文化庁)

1950年度から長年にわたって続いている芸術選奨には映画部門があり、毎年度、優れた業績をあげたスタッフに文部科学大臣賞、文部科学大臣新人賞が授与されている。2022年度予算は2億9,200万円だが、そのうち芸術選奨に関わる予算は1,200万円程度である。

VII その他の映画が関連しうる施策

2012年度から開始された「東アジア文化交流推進プロジェクト事業」(文化庁)は、日中韓3か国の各都市で、毎年度、文化交流イベントを開催する取り組みである。2年間の準備期間を経て、2014年度から「東アジア文化都市」が継続的に実施されており、その中には映画上映イベントも含まれている。2022年度予算は9,100万円である。

「国際文化交流・協力推進事業」(文化庁)は、国家間で設定される、いわゆる「周年事業」にあわせて、大規模な文化芸術イベントを実施するものである。近年は「文化芸術の海外発信力の強化」、「文化芸術交流の推進」といった枠組みで、上記の「東アジア文化交流推進プロジェクト事業」とともに実施されてきており、こうした文化芸術イベントに「映画」が取り上げられることもあった。2022年度予算は1億100万円である。これらの他にも、間接的あるいは部分的に、映画が関連しうる施策はあるが、「映画」を正面に据えた施策ではないため、ここでは省略する。

おわりに

このように主要な映画振興施策を整理して気づかされるのは、この20年の間に、国内における上映活動がほぼ政策課題から消滅していることである。当初は「日本映画・映像の流通の促進」という枠組みで「上映」が支援対象になっていたが、上記のとおり、2009年度以降、今日の「日本映画の創造・振興プラン」につながる施策パッケージからは「上映」が外されている。「12本の柱」の少なくともその1/3にあたる4本の柱が「上映支援」に関わる内容をもっていたにもかかわらず、このような事態に至っているのは奇妙と言うほかない。

「12本の柱」に記載された趣旨からこの現状を考えてみよう。

「6. 国内映画祭の普及・発信機能の充実」には、「東京国際映画祭を含め、我が国における各種映画祭の全体像を明確にした上で、地域活性化、表彰、人材養成等の映画祭の個々の目的や内容に即しつつ、その普及・発信機能の充実を図る」とあるが、現在、東京国際映画祭を除き、他の国内映画祭の支援はすべて芸術文化振興基金が担うことになっている。とはいえ、この取り組みは継続的に実施されており、文化庁の2023年度予算では、支援の対象となる国際映画祭が拡張されることもあって、この柱は「上映支援」の枠組みではその成果を認めうるだろう。

その一方で、「映画祭の活性化を図るため、日本映画のフィルムの利活用を円滑化する」ために立ち上げられたはずの「日本映画情報システム」は2022年度いっぱい終了する。文化庁の「行政事業レビューシート」では、日本映画情報システムの成果目標が「利用者数が過去3年間の平均値を上回る」と設定されているが、このような自己目的的な指標では、果たしてこのデータベースが当初の目的の「映画祭の活性化」にどれほど貢献したかは判然としない。

「4. 非映画館も活用した上映機会の拡大」において指摘されていた政策課題は、映画館の地域的偏在が拡大していること、それによって観客がより多様な作品を鑑賞できなくなりつつあること、それを解消するためには、シネマコンプレックスを含む映画館が、「大手配給会社による配給に限らない多様な作品の上映機会を提供する必要がある」ことであった。「5. 多様な映画作品情報と上映者の出会いの場の形成」も同様である。そこでは、「大手映画会社が製作又は配給において関与していない作品は、上映機会に恵まれているとは言えない」と、「このような状況を是正し、若手が世に出る機会を増やす」必要があることが指摘されている。

子どもに「映画館」での鑑賞機会を提供することを促す「11. 子どもの映画鑑賞普及の推進」は明確な総括もないまま消え去ってしまった。子どもの映画鑑賞機会については、「文化芸術による子供育成推進事業」のほんの一部(比較的多額な予算が組まれているが、そのほとんどは実演芸術関連の活動)で、こども映画教室が学校内で映画鑑賞ワークショップを

行う事例が見られる程度である。

ここでの政策目的は根本的には「多様な作品の上映機会を拡大すること」であり、各表題にある「非映画館の活用」や「映画作品に関する情報を交換する場の形成」は単なる手段のひとつにすぎない。しかもその目的は国外ではなく、日本国内において実現されることが求められているのである。

あくまで参考程度の数字ではあるが、「日本映画の創造・振興プラン」(文化庁)、芸術文化振興基金の「国内映画祭等の活動支援」に加え、国立映画アーカイブ、東京国際映画祭やTIFFCOMの開催に関わる「コンテンツ海外展開促進事業」(経済産業省)、国外での日本映画上映を展開している国際交流基金の「文化芸術交流事業」の過去3年間(2019~2021年度)の執行実績をまとめてみた(右表)。

—「日本映画上映活動」の予算は文化庁映画関連予算全体のわずか0.26%

「日本国内の諸地域で、多様な作品の上映機会を拡大すること」に資すると思われる施策は辛うじて芸術文化振興基金の「日本映画上映活動」の支援があるにすぎない。支援額は400~600万円程度で、文化庁映画関連予算の約0.26%である。「提言」に謳われた「製作と上映の創造サイクルの確立」を図るには、あまりに偏った施策パッケージと言わざるをえない。加えて、この「日本映画上映活動」は単発的なイベントを指しており、本来、恒常的かつ自律的な「創造サイクル」に貢献するものとは到底考えられない。さらに言えば、文化庁・芸術文化振興基金の映画振興関連予算に文化庁以外の経産省、国際交流基金の執行実績額(1~11)を合算すると22億8153万5千円となるが、その中で「日本映画上映活動」が占める割合はわずか0.20%にすぎないのである。

現在の施策パッケージでは、文化庁支援による製作作品が増えれば、おのずと「多様性」が確保できると考えられているように見える。しかし、それはあくまで「製作支援」であって、「上映支援」ではない。上記のように、「提言」の「4. 非映画館も活用した上映機会の拡大」では「映画館」が焦点化されていたが、その理念はいったいどこにいってしまったのだろうか。

若干の見直しが行われる「日本映画の創造・振興プラン」の2023年度予算においても、上記のような政策課題に応じて「上映」を正面に据えるような施策は見出されないままである。恒常的な上映の場である映画館こそ、現在の「日本映画」のみならず、外国映画も過去の映画も含めた「多様な作品の上映機会を拡大する」主体であり、次代の作り手を育むゆりかごであることに、改めて政策理念が差し向けられることを望む。

映画振興主要施策の過去3年間の執行実績

1. 文化庁・芸術文化振興基金・国立映画アーカイブ(文化庁関連)

	2022年度映画振興施策名	政策分類	省庁・団体	業務概要	受託先/ 補助金交付先	2021 年度 (千円)	文化庁関 連予算に おける割合	2020 年度 (千円)	文化庁関 連予算に おける割合	2019 年度 (千円)	文化庁関 連予算に おける割合
1	日本映画製作支援	製作支援	文化庁	映画製作支援	芸術文化振興基金	369,000	21%	385,000	25%	421,000	25%
					民間映画会社*	173,000	10%	33,000	2%	181,000	11%
2	ロケーションデータベースの 運営	製作支援	文化庁	全国ロケーションデータ ベースの利用促進等のた めの調査研究	VIPO	65,000	4%	73,000	5%	28,000	2%
					nextyle		0%	1,000	0%	2,000	0%
3	日本映画の海外発信	海外発信	文化庁	海外映画祭への出品支援	ユニジャパン	47,000	3%	46,000	3%	51,000	3%
					VIPO	58,000	3%	65,000	4%		
4	文化庁映画週間・ 国際映画祭支援	海外発信/ 顕彰	文化庁	国際映画祭支援事業	ユニジャパン	70,000	4%	70,000	5%	70,000	4%
					ユニジャパン	22,000	1%	20,000	1%	21,000	1%
5	「日本映画情報システム」の 整備	上映支援	文化庁	日本映画情報システムの 情報収集等業務	キネマ旬報社	2,000	0%	2,000	0%	2,000	0%
					フェイス・ソリューション・テクノロジーズ	1,000	0%	1,000	0%	1,000	0%
6	アーカイブ中核拠点形成 モデル事業	映画保存	文化庁	文化関係資料のアーカイブの 構築等に関する調査研究事業	VIPO	20,000	1%	17,000	1%	6,000	0%
7	若手映画作家等の育成	人材育成	文化庁	短編映画製作等を通じた若手映 画作家人材育成	VIPO	133,000	8%	141,000	9%	136,000	8%
					VIPO	33,000	2%	28,000	2%	28,000	2%
日本映画の創造・振興プラン 小計						993,000		900,000		977,000	
8	国内映画祭等の活動支援	上映支援	芸術文化振興基 金/文化庁	映画祭A		51,262	2.97%	53,275	3.49%	54,231	3.27%
					映画祭B	16,342	0.95%	20,135	1.32%	15,689	0.95%
					日本映画上映活動	4,460	0.26%	5,844	0.38%	5,022	0.30%
芸術文化振興基金 小計						72,064	4%	79,254	5%	74,942	5%
9	国立映画アーカイブの運営	映画保存	国立映画アーカ イブ/文化庁			662,471		546,452		606,065	
					国立映画アーカイブ 小計						662,471
文化庁・芸術文化振興基金 合計						1,727,535		1,525,706		1,658,007	

*2021年度はオフィス・シロウズ他、2020年度は平成プロジェクト、2019年度はユーロスペース他

2021年度文化庁映画振興関連予算 政策分類別内訳

製作支援	607,000	35%
海外発信	175,000	10%
上映支援	75,064	4%
人材育成	166,000	10%
映画保存	682,471	40%
顕彰	22,000	1%
	1,727,535	100%

2. 文化庁以外の省庁

	2022年度映画振興施策名	政策分類	省庁・団体	業務概要	受託先/ 補助金交付先	2021 年度 (千円)	2020 年度 (千円)	2019 年度 (千円)
10	コンテンツ海外展開促進事業	製作支援・ 海外発信	経済産業省	コンテンツ関連 ビジネスマッチング事業	VIPO	303,000	358,200	232,000
					ユニジャパン	251,000	273,400	224,000
11	文化芸術交流事業の推進 及び支援	海外発信	国際交流基金		小計	554,000	631,600	456,000
小計						不明	119,298	185,756
文化庁・経産省・国際交流基金 合計						2,281,535	1,730,152	1,693,698

文化庁の映画振興施策の流れ(2003~2022年度)

	製作支援	上映支援	海外発信	人材育成	映画保存	顕彰
2003	提言「これからの日本映画の振興について～日本映画の再生のために～」発表。／「知的財産基本法」施行一内閣府「知的財産戦略本部」創設(内閣府)					
2004	日本映画・映像振興プラン					
	魅力ある日本映画・映像の創造 ・映画製作への支援 ・先駆的・実験的な創作企画への支援 ・映画撮影・編集の高度化 ・映画・映像等の顕彰	日本映画・映像の流通の促進 ・「日本映画情報システム」の開発・整備 ・国内上映・映画祭の支援	日本映画・映像の流通の促進 ・海外映画祭への出品等支援 ・海外のメディア芸術祭への参加等の支援			
	「コンテンツ振興法」(コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律)施行。／「フィルムセンターの在り方に関する検討会」(2004年1月~2005年3月)					
2005	東京藝術大学大学院映像研究科開設。／VIPO(特定非営利活動法人映像産業振興機構)設立。					
2006	日本映画情報システム(JCDB)公開。／全国ロケーションデータベース(JLDB)公開。					
2007	ロケーションデータベースの運営 東京国立近代美術館フィルムセンター 国際フィルムアーカイブ連盟との共催で「第63回国際フィルムアーカイブ連盟(FIAF)東京会議2007」開催。					
2008						
2009	芸術活動特別推進事業		日本映画振興の基盤整備		多様な手段による日本文化の発信	
	映画製作への支援	フィルムコミッションの活動支援 (※日本映画映像振興の推進)	ロケーションデータベースの運営	「日本映画情報システム」の整備	海外映画祭への出品等支援 ・アジアにおける日本映画特集上映事業	
	特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッション設立。／一般社団法人コミュニティシネマセンター設立。					
2010	優れた芸術活動への重点的支援				日本映画の振興	
	映画製作支援	フィルムコミッションの活動支援	ロケーションに係るデータベースの運営	「日本映画情報システム」の整備	海外映画祭への出品等支援 ・アジアにおける日本映画特集上映事業	
2011	東日本大震災					
	日本映画の振興					
	日本映画製作支援事業 ・映画製作支援 ・国際共同製作支援	フィルムコミッションの活動支援	ロケーションに係るデータベースの運営	「日本映画情報システム」の整備	海外映画祭への出品等支援 ・アジアにおける日本映画特集上映事業	
2012	劇場法(劇場、音楽堂等の活性化に関する法律)施行。					
2013						
2014						
2015	日本映画の創造・交流・発信					
	日本映画製作支援事業 ・映画製作支援 ・国際共同製作支援	フィルムコミッションの活動支援	ロケーションに係るデータベースの運営	「日本映画情報システム」の整備	海外映画祭への出品等支援 ・アジアにおける日本映画特集上映事業	
	2015~2016年度 知的財産戦略本部「映画の振興施策に関する検討会議」報告書～我が国映画の更なる発展に向けて～(映画の振興施策に関するタスクフォース/知的財産戦略本部)					
2016	観光庁「テーマ別観光による地方誘客事業」ロケツーリズム/国際交流基金 JFF (Japanese Film Festival) アジア・パシフィック・ゲートウェイ構想 各国で日本映画祭開催。					
2017						
2018	2018年4月 フィルムセンターが東京国立近代美術館より独立。独立行政法人国立美術館の6番目の館「国立映画アーカイブ」設立。 内閣府「地域経済の振興等に資する外国映像作品ロケーション誘致に関する実証調査事業」開始。					
2019	日本映画の創造・振興プラン					
	日本映画製作支援事業 ・映画製作支援 ・国際共同製作支援	ロケーションデータベースの運営 (全国ロケーションデータベースの利用促進のための調査研究)		「日本映画情報システム」の整備	海外映画祭への出品等支援 ・アジアにおける日本映画特集上映事業	
2020	日本映画の海外発信事業 ・海外映画祭への出品等支援 ・海外展開強化					
2021	独立行政法人日本芸術文化振興会『フランスにおける映画振興に対する助成システム等に関する実態調査 報告書』公開。					
2022	日本映画の創造・振興プラン					
	日本映画製作支援事業 ・映画製作支援 ・国際共同製作支援	ロケーションデータベースの運営(全国ロケーションデータベースの利用促進のための調査研究)		「日本映画情報システム」の整備	日本映画の海外発信 ・海外映画祭への出品等支援 ・海外展開強化	
	「action4cinema / 日本版 CNC 設立を求める有志の会」(通称 a4c)創設。					

			芸術文化振興基金
文化庁映画賞	日本映画フィルムの保存・継承 ・映画フィルム保存記録推進事業 ・映画フィルムデジタルアーカイブ化推進事業	映画・映像人材の育成と普及等 ・映画関係団体等の人材育成事業の支援 ・子どもへの日本映画の普及	映画の製作活動
		短編映画作品支援による若手映画作家の育成 (ndjc)	映画の製作活動
日本映画映像振興の推進			芸術文化振興基金
文化庁映画賞	我が国の映画・映像フィルムの保存・継承	映画関係団体等の人材育成 短編映画作品支援による若手映画作家の育成 (ndjc) 子どもへの日本映画の普及	国内映画祭等の支援
全国映画祭会議			
			芸術文化振興基金
文化庁映画賞	我が国の映画・映像フィルムの保存・継承	映画関係団体等の人材育成事業の支援 短編映画作品支援による若手映画作家の育成 (ndjc)	国内映画祭等の支援
全国映画祭会議			
若手映画作家等の育成			芸術文化振興基金
文化庁映画賞	文化関係資料のアーカイブ構築に関する調査研究	映画関係団体等の人材育成事業の支援 短編映画作品支援による若手映画作家の育成 (ndjc)	国内映画祭等の支援
全国映画祭会議			
文化庁映画賞	アーカイブ中核拠点形成モデル事業	若手映画作家等の育成 ・短編映画作品支援による若手映画作家の育成 (ndjc) ・映画関係団体等の人材育成事業の支援	国内映画祭等の支援
全国映画祭会議			
文化庁映画賞	アーカイブ中核拠点形成モデル事業 ・撮影所等における映画関連の非フィルム資料の調査研究及び中核拠点の形成		
全国映画祭会議			
			芸術文化振興基金
文化庁映画週間		短編映画作品支援による若手映画作家の育成 (ndjc) ・映画関係団体等の人材育成事業の支援	
国際映画祭支援事業			
文化庁映画週間			
国際映画祭支援事業			
文化庁映画週間			
国際映画祭支援事業			
			芸術文化振興基金
文化庁映画週間	アーカイブ中核拠点形成モデル事業	若手映画作家等の育成 ・短編映画作品支援による若手映画作家の育成 (ndjc) ・映画関係団体等の人材育成事業の支援	国内映画祭等の支援
国際映画祭支援事業			